



# 富士見町の緊急経済対策



## 事業者・町民応援振興券事業

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342



新型コロナウイルス感染症の影響により、集客や売上げが減少した事業者を応援し、町内における消費を促すため、富士見町民全員に**1人あたり3,000円分**の応援振興券をお配りします。

【対象者】令和2年4月27日に富士見町に住居登録されている方

【配布方法】郵送（簡易書留）にて世帯主様宛に送付します

【使用期間】6月1日（月）～10月31日（土）

【利用可能店舗】振興券に同封される「利用可能店舗一覧表」をご覧ください

※振興券は6月上旬から順次発送します

## 給付金に便乗した犯罪にご注意ください



町では、給付金等に関して手数料の請求やATMの操作を依頼することはありません。ご自宅や職場、携帯電話等に、富士見町職員や国の機関を名乗る不審な電話等があった場合は、消費生活センターまたは最寄りの警察署へ連絡してください。

## 持続化給付金追加支援

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

対象者	以下のすべての要件を満たす方
	①国の持続化給付金の給付通知を受けた方
	②個人事業主にあつては、町内に住所を有する方 法人にあつては、町内に本店所在地の法人登記が行われている方
給付額	③富士見町が賦課する町税および料金の滞納がない方
	国持続化給付金の給付額に2/10乗じた額(上限20万円)

## テイクアウト&デリバリーで町内の飲食店を応援しよう!

町内のたくさんの飲食店が、テイクアウトやデリバリーに取り組んでいます。外出自粛中は食べることも応援です。

お店の味をお家で楽しみながら、富士見町の飲食店を応援しませんか。



## ひとり親世帯臨時特別給付金

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

対象者	令和2年5月1日現在において、児童扶養手当の支給要件を満たす方
給付額	ひとり親世帯(児童手当の受給者)に対し、対象児童1人につき3万円
給付方法	児童扶養手当振込口座へ振り込み

※世帯の状況によって申請手続きが必要な場合があります。詳細はお問い合わせください。

## 住宅リフォーム支援事業 補助拡大

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

町内の建築関連事業者支援のため、住宅をリフォームされる方の工事費を補助します。

【補助額】(現)最大10万円 → (新)最大30万円

さらに、以下に該当する方は補助額が加算されます

- ・移住者、多世代同居者 → 30万円加算
- ・居住誘導地域内でのリフォーム → 5万円加算
- ・地元消防団員等 → 5万円加算

## 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金および総合支援資金)

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144 / 富士見町社会福祉協議会 ☎78-8986

### ①緊急小口資金

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、一時的に資金が必要な方
貸付額	20万円以内
要件	据置期間：1年以内 償還期限：2年以内 ※無利子、保証人不要です

### ②総合支援資金

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活の立て直しが必要な方
貸付額	単身者：月額15万円以内 2人以上：月額20万円以内
要件	据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 ※無利子、保証人不要です

その他の富士見町経済対策事業等については、町ホームページをご覧ください。



<https://www.town.fu.jimi.lg.jp/page/copid19-info-new.html>

## その他の給付金

給付金	内容	問合せ先
特別定額給付金	国民1人につき10万円	総務課 企画統計係 ☎62-9332
子育て世帯臨時特別給付金	対象児童1人につき1万円	子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

経済対策の概要について 問 新型コロナウイルス感染症 富士見町対策本部 ☎62-2250